

令和 5 年 7 月 3 日
医 療 人 材 課

医師の労働時間の上限規制の適用に向けた取組状況について

1 制度概要

令和 6 年 4 月より医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用され、原則として年 960 時間が上限となる。医療機関が地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて都道府県知事から指定を受けることが必要。

なお、この水準はあくまで暫定的なものであり、将来的に縮減・解消することが目標とされている。

◆各水準の上限規制の適用時間

医療機関に適用する水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A 水準	原則（指定取得は不要）	960 時間
連携 B 水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で 1860 時間 (各院では 960 時間)
B 水準	地域医療確保のため	1860 時間
C-1 水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1860 時間
C-2 水準	特定の高度な技能の習得のため集中的に長時間労働が必要	1860 時間

2 医療機関における特定労務管理対象機関指定までのスケジュール

令和 5 年 6 月 12 日まで C-2 水準における関連審査受審の申請（結果通知は 8 月頃）

6 月末まで 医師の労働時間短縮計画作成

医療機関勤務環境評価センターへ評価受審の申請（想定評価期間 4 カ月）

7 月～10 月末 茨城県特定労務管理対象機関指定の申請

令和 6 年 2 月～3 月頃 医療審議会での意見聴取（県）

特定労務管理対象機関指定の公示・評価センターの評価結果公表（県）

医療機関において特例水準医師に関する 3 6 協定の締結

3 現時点の特例水準申請予定医療機関（令和 5 年 6 月 1 日時点）

B 水準 : 8 医療機関

連携 B 水準 : 2 医療機関

C-1 水準 : 3 医療機関

C-2 水準 : 1 医療機関

4 地域医療対策協議会で議論を行う位置づけ

「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号令和 4 年 1 月 19 日）において、医師の労働時間短縮のためには、個々の医療機関における取組だけでなく、地域の医療提供体制確保の観点から地域医療対策協議会等で議論を行うことが推奨されている。

（参考）

第 3 の 2 地域の医療関係者に対する推奨事項

地域の医療関係者は、個々の医療機関においては解消できない、地域における構造的な医師の長時間労働の要因に対し、医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場（地域医療構想調整会議）、同法第 30 条の 18 の 2 第 1 項に規定する協議の場（地域の外来医療に関する協議の場）又は同法第 30 条の 23 第 1 項に規定する地域医療対策協議会における協議等を通じて、地域の医療機関の役割分担や夜間及び休日における救急対応の輪番制の構築等、地域における医療提供体制における機能分化・連携を推進し、地域全体で医師の働き方改革に取り組むことが推奨される。

医師の時間外労働規制について

一般則

【時間外労働の上限】

(例外)
 ・年720時間
 ・複数月平均80時間
 (休日労働含む)
 ・月100時間未満
 (休日労働含む)
 年間6か月まで

(原則)
 1か月45時間
 1年360時間

2024年4月～

年1,860時間/月100時間未満
 (例外あり) ※いずれも休日労働含む

⇒ 将来に向けて
 縮減方向

年960時間/月100時間
 未満 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務
 医に2024年度以降
 適用される水準

連携B
 例水準
 (医療機関を指定)

B
 地域医療確保
 暫定特

C-1
 集中的技能向上
 水準
 (医療機関を指定)

C-2

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 ※本人がプログラムを選択
 C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来

(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて
 縮減方向

年960時間/月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

A

C-1

C-2

※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)
 ※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

各水準ごとの上限規制の適用時間

医師の時間外労働規制について

1つの医療機関内	医療機関に必要な指定	36協定で締結できる時間外労働の上限 (一般則)	医師に適用される水準	
			36協定で定めることができる時間	実際に働くことができる時間
A水準の業務に従事する医師	—	【原則】 月45時間、 年360時間	年960時間以下	年960時間以下
地域医療確保のために派遣され、通算で長時間労働が必要となる医師	連携B	【臨時的な特別の事情で労使合意の場合】	年960時間以下	年1,860時間以下
B水準の業務に従事し、長時間労働が必要となる医師	B	年720時間、複数月平均80時間以内 (休日労働を含む)、月100時間未満 (休日労働を含む)	年1,860時間以下	年1,860時間以下
長時間、集中的に経験を積む必要のある研修医	C-1	(月45時間を超えることができるのは、年間6か月まで)	年1,860時間以下	年1,860時間以下
特定の高度な技能の修得のため集中的に長時間修得する必要のある医師	C-2		年1,860時間以下	年1,860時間以下

○ A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用される。

○ 医師ごとに異なる水準を適用させるためには、それぞれの水準についての指定を受ける必要がある。

○特定労務管理対象機関の指定申請に係る本県スケジュール

R5.4.24

		R5 2	3	R5 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	R6 4	
県への申請・指定時期			指定要件申請様式等情報共有予定				医療審議会の開催2～3か月前までに県への申請が必要となります。 申請受付期間：令和5年7月3日から10月31日(予定) ※指定申請受付にはG-M I S (医療機関等情報支援システム)を活用予定です。						医療審議会(2月～3月頃)		指定公示評価公表		
医療機関 (水準毎に必要な対応)	各水準共通 (B、連携B、C-1、C-2)	宿日直許可申請															
		医師の労働時間短縮計画作成						労働時間短縮計画に沿った体制整備									
		医療機関勤務環境評価センターの評価受審・評価結果受領 ※令和4年10月31日より評価受付開始(想定評価期間は4カ月) ※書面調査の結果が低評価の場合、中間報告や訪問調査の対象となる															
	評価センターの評価結果受領後、県に特定労務管理対象機関の指定申請															36協定の締結	
	C-1水準のみ (臨床研修)	臨床研修プログラムの年次報告、新設・変更届出書において、過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載し県に提出	新設・変更プログラム審査			マッチング					過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載した最新の年次報告書及びプログラムをホームページで公表						
C-1水準のみ (専門研修)	令和6年度開始のプログラム内に、想定される時間外・休日労働の時間数を記載し、各学会へ申請	各学会によるプログラム審査			令和6年度開始のプログラムについて、日本専門医機構によりプログラム認定												
C-2水準のみ	厚生労働省の審査組織を受審・結果受領(第1回対象:令和5年6月12日(月)までに受付した医療機関 結果:8月頃に申請者へ通知予定 第2回結果:令和5年12月頃通知予定 第3回結果:令和6年3月頃通知予定) ①C-2水準対象医療機関の審査(特定の高度な技能の教育環境を審査)※県への指定申請前に受審・結果受領 ②医師個人の発意に基づく技能研修計画の審査(令和6年度以降の勤務先の決定が必要)※県指定後の受審でも可																

上限規制開始